

# 【フラット35】地域連携型の利用申請を行う方の手続きの流れ

申請者の手続き  
神戸市の手続き

※この時点で引越し日が決まっていなくても、申請できます。

住みかえーる（親・子世帯の近居・同居）  
交付申請

【フラット35】地域連携型  
利用申請

同時に神戸市に提出します。

助成対象要件に該当するか  
審査します。

審査

審査の結果、助成対象要件に該当する場合は、証明書を  
発行・送付します。  
（住宅金融支援機構提出用も送付します）

【フラット35】地域連携型  
利用対象証明書 の発行・送付

住宅ローンの申請・契約

引越し

※引越し後、請求する費用をすべて支払ってから、申請します。

住みかえーる（親・子世帯の近居・同居）  
交付申請（電子申請）

※この時点で住みかえーる（親・子世帯の近居・同居）の助成対  
象要件に該当しなくなった場合や、予算の枠に達して先着順受付  
を終了している場合は、交付申請を受理しません。  
（【フラット35】地域連携型の利用対象証明書は有効ですので、  
金利優遇はそのままご利用いただけます）

審査

助成対象要件に該当するか審査します。  
審査の結果、該当する場合は通知書を送付します。

交付決定通知書の送付

指定口座に振込

ご指定の銀行口座に振り込みます。  
※振込日の連絡は行っておりません。通帳の記入等でご確認く  
ださい。